

大和市公告第87号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、大和都市計画生産緑地地区の変更案を次のとおり公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案については、縦覧期間満了の日までに意見書を提出することができる。

令和6年10月15日

大和市長 古谷田 力

1 都市計画の種類

大和都市計画生産緑地地区

2 都市計画を定める土地の区域

(1) 追加する部分

なし

(2) 削除する部分

大和市渋谷七丁目地内

(3) 変更する部分

大和市下鶴間字甲一号、甲四号、乙三号及び乙四号、中央林間西三丁目、深見字坊ノ窪、上和田字宮久保、福田字甲五ノ区及び甲八ノ区、代官二丁目並びに渋谷八丁目地内

3 都市計画の案の縦覧場所及び意見書の提出場所

大和市街づくり施設部街づくり計画課

4 縦覧期間

公告の日から2週間（午前8時30分から午後5時15分まで）。ただし、日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。